

天童市告示第 62 号

令和 7 年度天童市太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

天童市長 新 関 茂

令和 7 年度天童市太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、太陽光発電システムの導入を支援することにより、地球温暖化の防止に寄与するため、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和 43 年市規則第 20 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該太陽光発電システムを新たに設置する者に対し、補助金を交付する。

(補助事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表補助対象設備の欄に掲げる設備(以下「太陽光システム」という。)を次の各号のいずれかの設置場所に新たに設置する事業とする。

- (1) 市内に所在する住宅(住居として使用され、又は使用される予定の建築物。以下同じ。)
- (2) 市内で事業を営み、かつ、市内に所在する事業所(事業の用に供される店舗、事務所、営業所又は倉庫等の建築物。以下同じ。)
- (3) 前 2 号に規定する住宅又は事業所(以下「住宅等」という。)に付属する車庫、物置等
- (4) 住宅等の敷地内

2 補助事業は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 1 条第 1 号に規定する敷地 1 か所につき 1 事業までとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、又は有することとなる個人(個人事業主を含む。)
 - (2) 市内に事業所が所在する法人(国及び地方公共団体を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象者とししないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 補助事業に対し、本市の他の補助金の交付を受けている者
- 3 補助金の交付の申請をすることができる回数は、事業実施年度内において1回を限度とする。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる別表補助対象設備の欄に掲げる太陽光発電設備は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかの合計値が10キロワット未満のものであって、発電された電気が住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社と電力受給契約（受給開始日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の日であるものに限る。）を結ぶもの）であること。
 - (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら使用する住宅又は事業所のために設置するもの（申請者が当該住宅又は事業所の所有者でないときは、その設置について当該所有者から書面による承諾を受けているものに限る。）であること。
 - (3) 未使用品であること。
- 2 補助金の交付の対象となる別表補助対象設備の欄に掲げる蓄電池設備は、次に掲げる要件に該当するものとする。
- (1) 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）に関する助成制度の対象製品として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。
 - (2) 前項の規定により補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。
 - (3) 未使用品であること。
- 3 補助金の交付の対象となる別表補助対象設備の欄に掲げるV2H設備は、次に掲げる要件に該当するものとする。
- (1) 国のクリーンエネルギー自動車（CEV）に関する助成制度の対象製品として一般社団法人次世代自動車振興センターの登録を受けた製品であること。
 - (2) 第1項に規定する補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。
 - (3) 未使用品であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は前条第1項から第3項までに規定する設備ごとに、別表補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は同表補助金の額の欄に掲げる額以内の額とする。

(補助金等交付申請書)

第6条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定め

る日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）
- (3) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書）
- (4) 令和 6 年度の納税証明書（申請者が個人であって、申請日が令和 7 年 4 月 1 日から同年 7 月 30 日までの間の日である場合は、令和 5 年度の納税証明書）
- (5) 太陽電池モジュールの仕様（公称最大出力数を含む。）及び補助対象経費の内訳が分かるカタログ、見積書等の写し
- (6) 蓄電池設備の仕様及び補助対象経費の内訳が分かるカタログ、見積書等の写し
- (7) V2H 設備の仕様及び補助対象経費の内訳が分かるカタログ、見積書等の写し
- (8) 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた蓄電池設備であることが分かるもの
- (9) 一般社団法人次世代自動車振興センターの登録を受けた V2H 設備であることが分かるもの
- (10) 太陽光システムの設置を予定している場所及びその付近の見取り図
- (11) 太陽光システムの設置に係る承諾書（様式第 3 号。設置する建築物の所有者が申請者と異なる場合に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の変更、中止及び廃止の条件）

第 7 条 規則第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の実施主体又は施工箇所若しくは設置場所の変更
 - (2) 補助事業の事業量の 20 パーセントを超える増減
 - (3) 補助対象経費の増額又は 20 パーセントを超える減額
- 2 規則第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により補助事業の変更等について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第 4 号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、事業変更（中止、廃止）承認通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。
- 4 相続、法人の合併等により補助事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、事業承継承認申請書（様式第 6 号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、事業承継承認通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。
（補助事業等実績報告書）

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は補助事業の完了後30日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。この場合において、補助事業の完了とは、電力会社に対し太陽光発電余剰電力の供給を開始することとする。

- (1) 事業成績書（様式第8号）
- (2) 収支精算書（様式第9号）
- (3) 太陽光システムの設置前及び設置後の現場の写真
- (4) 太陽光システムで発電した電力について、電力会社と締結した太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (5) 太陽光システムの設置に係る契約書の写し
- (6) 太陽光システムの設置に係る費用の領収書の写し
- (7) 太陽光システムを設置した場所及びその付近の見取り図
- (8) 申請者が市外から転入した場合は、転入後の住民票
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（代理人による補助金の交付申請等）

第9条 太陽光システムの販売又は設置工事を行う者は、太陽光システムの設置者の委任を受けて、当該設置者に係る補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する事務を行うことができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定が取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（協力）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、太陽光システムに関する報告等について、必要に応じて協力を求めることができる。

（財産処分の制限）

第12条 規則第24条第2号で市長が指定するものは、この要綱による補助金の交付を受けて設置した太陽光システムとする。

2 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、令和8年4月1日から起算して、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 太陽光発電設備 15年
- (2) 蓄電池設備 5年

(3) V 2 H設備 5年

3 規則第24条の市長の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（様式第10号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（帳簿等の保管）

第13条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和8年4月1日から起算して、前条第2項各号に規定する期間保管しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 2 条、第 4 条、第 5 条関係）

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電設備	太陽電池モジュール及び架台、パワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）その他の附属機器（接続箱及び直流・交流側開閉器）の設置に直接必要な経費	太陽電池の最大出力に 1 キロワット当たり 3 万円を乗じて得た額又は 1 2 万円のいずれか低い額
蓄電池設備	蓄電池、電力変換装置その他の附属機器（蓄電システム制御装置、計測・表示装置及びキュービクル）に係る経費	補助対象経費（消費税を含む）に 1 0 分の 1 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 1 0 万円のいずれか低い額
V 2 H 設備	機器の設置に直接必要な経費	補助対象経費（消費税を含む）に 6 分の 1 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 1 0 万円のいずれか低い額